

1. 一般事項

書面によって、お客様と当社との間で明示的に別段の合意をした場合を除き、本書に定める条件は、当社が提供するすべての製品及びサービス（以下「成果物」といいます。）に適用されます。ある事項について、それが特別条件又は一般条件の対象とならない場合は、日本の関連法令が適用されます。

いかなる場合でも、お客様が成果物を受け取ったことで、本販売、納入及びサービスに関する一般条件に、無条件で同意したとみなされることとします。

お客様が定める購入条件は、それに対して当社が明示的に異議を表明していない場合でも、当社の成果物に対して拘束力を有しないこととします。当社が事前に書面による同意をしない限り、お客様は、積極的かつ商業的に当社の製品を再譲渡することや、ブラザーの代理人・販売代理店等として行動しているような印象を与えることは、認められていません。もし製品が関連会社のために購入された場合には、適用される可能性のある外国の取引規制や取引に関する許可は、厳に遵守されなくてはなりません。

「サービス」という場合、本契約に関連するブラザー・スイスループ・ジャパン株式会社及び／又はブラザー・グループ各社（総称して「当社」といいます。）が提供するサービスを含みます。

2. 注文、価格及び支払

納入すべき成果物の性質及び範囲、並びにその価格は、お客様の同意を得た当社発行の提案書、又は当社が書面により確認したお客様による発注書のみによって定義されます。当社の履行すべき範囲の変更及び修正は、当社の署名入りの書面による場合に限り、拘束力を有します。

もし税金が課される場合には、別段の記載がある場合を除き、また、法律上許容される範囲内で、税金は成果物の価格には含まれないものとし、お客様は、当社の請求する金額を、納入後 30 日以内に、全額（すなわち、何らの控除も行わないこと）支払うものとします。

3. 梱包

別段の合意がある場合を除き、当社は、お客様に対し、原価で梱包にかかる費用を請求するものとし、かつ梱包材の返還を受け入れる義務を負いません。当社は、お客様に対し、箱、パレット等に係る費用を別途請求しますが、お客様の費用負担により、良好かつ再利用可能な状態でこれらが返還された場合には、箱、パレット等に係る費用をお客様への請求金額から減額いたします。

4. 輸送、費用及び関税

本契約の締結後に発生した輸送費、保険費用、関税その他の費用及び料金の増額分はすべて、当社が輸送、付保、関税の支払等を行った場合であっても、お客様に請求いたします。これらの費用及び料金の減額がされた場合、その減額に相当する金員をお客様への請求金額から減額いたします。サービスは、遅くとも、請求額の支払時に受け取りがあったものとみなされます。

5. 不可抗力

当社が当社の義務を履行しない場合でも、その原因が、当社又は当社の元請業者、納入業者、供給業者若しくは下請業者の支配の及ばない障害である場合は、当社は債務不履行の状態にはなく、責任も負いません。そのような障害には、天変地異、

製造工場若しくは拠点の全壊若しくは半壊、物品不足、戦争、動員、反乱若しくは内乱、革命、政府による統治者としての若しくは契約上の資格における措置、火災、流行病、検疫規制、深刻な異常気象、禁輸若しくは貿易制限又は国際的な慣行により不可抗力事由とみなされる、その他の事象を含みますが、これらに限定されません。

6. 成果物の検収

お客様は、納入時に、またいかなる場合でも遅くとも成果物の使用又は加工までに、成果物の検査を行う義務を負います。お客様による、成果物の重量、数量又は性質に関するクレームは、当社が製品若しくはサービスの受領又は受入後 8 日以内に書面により通知を受け、かつ現地において成果物へのアクセス権を付与され成果物を検査した後に、初めて有効になしうるものとします。お客様がこのような検査を行わない場合、又は当社の成果物へのアクセスを認めない場合には、当社は成果物に関する一切のクレームについて、法律上許容される範囲で免責されます。

7. 支払遅延

理由の如何にかかわらず、お客様が成果物に対する支払を怠った場合又は支払不能に陥った場合、すべての支払債務は、定められた支払条件にかかわらず、直ちに期限の利益を喪失し、当社は直ちにこれを回収することができます。また、当社は、お客様に対して、事前の通知を行う義務を負うことなく、自己の債務履行を停止し又は即時の効力をもって本契約を解除することができます。当社は、損害（特に、回収費用）賠償を請求する権利及び遅延利息を請求する権利を放棄することなく、留保することを明言します。さらに、当社は、直ちにお客様による確認済みの注文すべてを解約することができます。

8. 知的財産、許可及び認可等

成果物又は当社に関連する一切の特許、商標、企業秘密、ノウハウ及びその他の知的財産に対する権利、権原及び権益はすべて、当社が独占的に享受し続けるものとします。お客様は、成果物について、改変、リバースエンジニアリング、意匠変更、複製又は派生品の制作を行ってはなりません。お客様は、必要とされる一切の輸入許可及び政府認可等を取得するとともに、成果物の注文、輸出、転用、売買、使用、出荷、輸入、輸送、保管又は納入について規定した法令又はこれらに影響を及ぼす法令を含む、あらゆる適用法令及び規制を遵守するものとします。

9. 当社の責任

お客様から適式な書面の通知を受けた場合の、本限定的保証に基づく、当社の唯一の責任及び義務、そして、お客様の専属的な権利及び救済は、製品仕様と適合しない成果物の修理又は交換（当社が独自に選択します。）のみとし、かつ、以下に定める制限内に限られるものとします。当社は、保証期間中に特定されなかった欠陥については、本限定的保証に基づくいかなる責任又は義務も負いません。

本限定的保証は、本一般条件に明示的に定められていない他の一切の明示的又は黙示的な保証（商品性、特定の目的への適合性、適切性、権利侵害の不存在及びお客様の仕様と合致すること等についてのあらゆる保証を含みますが、これらに限定されません。）に代わるものであると同時に、それらの保証を排除するものです。本限定的保証

は、(i)経年劣化が避けられない消費財、(ii)他の製品と一緒に使用したこと起因する損害、(iii)異常な物理的若しくは電氣的ストレス若しくは環境、事故、濫用、誤用、火災、地震その他の外的要因又は不注意若しくは不適切な取扱い若しくは運用に起因する損害、(iv)当社の書面による許可を得ることなく改変された成果物、又は、(v)成果物が当社による指図に従って使用又は保守されなかった場合については、適用されません。

当社がお客様に対して負う責任の総額（契約によるものか、不法行為等によるものかを問いません。）は、成果物（同成果物が損害の原因であることが立証されたもの）に限り、お客様が支払った購入金額の50パーセントを上限とします。

当社が製品の交換又はサービスの是正を行った場合、法律上許容される最大限の範囲で、当社に対するその他の求償権又は請求権は消滅します。とりわけ、お客様は、当社による義務の不履行又は違反（契約によるものか、不法行為等によるものかを問いません。）を根拠として、本契約を解除する権利、減額を請求する権利又は補償若しくは損害賠償（特別損害賠償、実質的損害賠償、結果的損害賠償、懲罰的損害賠償、付随的損害賠償若しくは間接的損害賠償、又は利益、収益、事業、のれん、評判若しくはデータの喪失に対する賠償等を含みます）を請求する権利を有しないものとし、それは、当社がそのような潜在的な損失又は損害の可能性について通知を受けていた場合も同様とします。当事者は、この責任制限が、当社によるお客様への成果物の販売の対価の一部として、合意に基づくリスク分担を構成すること、仮に救済が限定的なことにより本質的な目的が達成できないことがあるとしても、また、いずれかの当事者が、そのような責任の可能性について通知を受けていたとしても、この責任制限が適用されること、に合意します。

製造物責任法等の関連法令の強行規定は、適用されません。

法律上許容される範囲で、当社の従業員等による言明は、当社による成果物に関する明示若しくは黙示の表明又は保証を構成するものとはみなされず、いかなる場合も当社を拘束しません。

当社は、法律上許容される最大限の範囲で、当社が定める使用上の注意に対する違反に起因する損害、又はサービスの成果の不正な実施に起因する損害について、責任を負いません。

10. 履行地、裁判管轄及び準拠法

日本国東京都を専属的な履行地とします。本販売、納入及びサービスに関する一般条件に起因又は関連して当事者間に生じた一切の紛争及び訴訟については、日本国の東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

お客様と当社との間の法律上の関係はすべて、日本国の法律に準拠します。1980年4月11日付けの国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）は適用されません。

11. 雑則

本販売、納入及びサービスに関する一般条件の修正又は変更は、お客様と当社とが書面により相互に合意した場合に限り拘束力を有します。本販売、納入及びサービスに関する一般条件並びに当社の提案書は、お客様との間の完全な合意を構成し、本一般条件及び提案書の主題に関する従

前のあらゆる合意、陳述、表明及び了解事項（口頭又は書面の別を問いません。）に優先します。